

就学援助制度 新入学準備金の支給について

犬山市では、経済的な理由により小中学校に支払う費用の負担でお困りの保護者の方に、学用品費、給食費などや新入学準備金の援助を行っています。

令和6年度の小学校入学にあたって、入学準備金の支給を希望される方は、申請書を提出してください。申請が認められた場合、新入学準備金は入学前の2月に支給します。

ご不明な点がございましたら、担当までお問い合わせください。

記

1. 支給の対象となる方

令和6年1月1日時点で犬山市に住み、市内の小学校に入学する児童の保護者で、生活保護に準ずる程度に経済的に困っている方

・就学援助の認定には、申請者世帯の所得状況を確認し、同一世帯の方全員（※1）の総所得金額が犬山市教育委員会の定める所得基準を満たす必要があります。

次表は所得基準を満たす収入額等の目安の一例です。所得基準は、世帯構成・人数・年齢などにより異なりますので、ご注意ください。

世帯構成（例）		給与所得者（世帯全員）の収入額	総所得金額（※2）
3人世帯	親（父または母）1人、子2人	約415万円	約288万円
4人世帯	両親、子2人	約490万円	約348万円

（※1）「同一世帯の方全員」というのは、住民票の世帯を別としている場合であっても生計を一としている方は同一世帯とみなします。

（※2）総所得金額は、給与所得のみの方は、源泉徴収票の給与所得控除後の金額です。

2. 申請方法及び期間

（1）申請期間 令和5年10月2日（月）～令和5年11月30日（木）

（2）申請書類

①「就学援助費（新入学準備金）支給申請書兼請求書」

※学校教育課窓口、各出張所で配布。市ホームページよりダウンロード可能。

※振り込み先の確認のため、指定口座の通帳をお持ちください。

② 添付書類 ※次の方のみ提出が必要です。

○令和5年1月2日以降に犬山市に転入した方

・・・「令和5年度課税証明書」

○無職の方・失業した方（配偶者の扶養に入っている場合は除く）

・・・「離職証明書」、「雇用保険受給資格証」など無職である証明書類

（3）申請先 犬山市役所 学校教育課（市役所3階）

※入学予定の小学校には提出していただけません。

※申請書は学校教育課、各出張所で配布、市ホームページよりダウンロード可能、

市ホームページから電子申請が可能

（令和5年10月2日開始）



裏面もご確認ください

3. 申請額

- (1) 支給額 : 54,060円 (定額)
- (2) 支給時期 : 令和6年2月
- (3) 支給方法 : 保護者が指定する保護者名義の口座に振り込みます。

4. 支給までのながれ

令和5年10月～11月	申請期間
令和6年1月中旬	支給認定・不認定の通知
令和6年2月下旬	「新入学準備金」支給

※このスケジュールは令和5年10月時点での予定であり、変更がある場合があります。

5. 注意事項

- ・今回の新入学準備金の支給を受けた場合で、「令和6年度就学援助制度」を希望する方は、入学後に申請を行ってください。
- ・支給後に転出された場合は、新入学準備金の返金は求めませんが、転出先自治体に本市で新入学準備金の入学前支給を行った旨を通知いたします。なお、転出の予定が明らかな場合は、申請をお控えください。

(担当) 犬山市教育委員会 教育部 学校教育課

電話:0568-44-0350(直通) FAX:0568-44-0372 E-mail:070200@city.inuyama.lg.jp